

「資源有効利用促進法」の基本方針改定 経産省



「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」の基本方針改定と、判断基準省令の改正が平成18年4月27日に公布されました。これは、対象業種・品目10業種・69品目を指定し、それぞれ実施すべき、3R(廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化)の取組み内容を省令(判断基準)で具体的に定め、3R推進を促す法律です。今回の改正は、輸入品の販売数量の割合が増えている製品について、輸入品の環境配慮の度合いを国産品と同レベルに引き上げていくことが狙いです。

基本方針改定の内容としては、具体的には、同法で廃棄物発生抑制を促進する必要があるとされている「指定省資源化製品」と再生資源・再生部品の利用を促進する必要があるとされている「指定再利用促進製品」のうち、輸入品の販売が増えているパソコン、ユニット形エアコンディショナ、複写機(注:「指定再利用促進製品」にのみ指定)、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機の輸入業者を、同法の勧告・命令の対象に追加するとしています。

また「判断基準省令」改正内容は、省資源化製品7製品に含まれるRoHS規制対象6物質について、対象事業者が(1)管理措置、(2)JIS C0950(通称J-MOSS規格)に基づく含有情報の表示・提供を行う必要があることを規定したものです。これらの改定・改正内容は18年7月1日から施行されます。

当社ではRoHS規制対象6物質の含有分析を始め、製品中の有害物質の分析に実績がございます。是非一度ご相談ください。

資料 2006年4月27日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝